

徳島県告示第五百十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和五年十一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
水の都記念病院	徳島市北島田町一丁目四六番一	令和八年四月三十日
徳島県立海部病院	海部郡牟岐町大字中村字杉谷二六六番地	同 五月七日
沖の洲病院	徳島市城東町一丁目八番八号	同 九月七日
徳島健生病院	同 下助任町四丁目九	同 十二月二十日
稲次病院	板野郡藍住町笠木字西野五〇 一	同 三十一日
江藤病院	小松島市大林町字北浦二一番地一	令和九年二月十五日
成田病院	美馬市脇町字拝原二五七六番地	同 二十八日